

別表 3

補助対象となる備品（主なもの）

対象	種類	品目	購入理由	
児童養護施設等開設支援事業	入所児童等の生活環境改善事業	家具	学習机	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家族数増に伴う大容量化、増設</li> <li>・居間・ダイニング・キッチン等の環境改善</li> <li>・児童居室の環境改善</li> <li>・児童の安全確保</li> <li>・児童の生活向上</li> <li>・開設にあたり必要なもの</li> </ul>
			学習机のいす	
			児童用チェスト	
			児童用ベッド	
			ダイニングテーブル	
			ダイニングテーブル用いす	
			くつ箱	
			その他家具	
	電化製品	エアコン		
		テレビ		
		DVDプレーヤー		
		冷蔵庫		
		洗濯機		
		ガス台		
		クッキングヒーター		
		炊事関係器具		
	その他電化製品			
	その他	寝具セット（※1）		
		緊急地震速報受信装置		
		自転車		
バギー				
その他日常的に使用するもの				
児童が直接使用しないもの（※2）	職員等の事務備品			
	宿直用ベッド			
	その他児童が使用しない備品			

※1 シーツ、枕カバーを単体で購入する場合は該当しない。

※2 開設にあたり必要なもの

別表 4

基準額

事業名	入所児童等の生活環境改善事業	児童養護施設等開設支援事業
基準額	施設等 1 か所あたり：8,000,000円 里親 1 か所あたり：1,000,000円	施設等 1 か所あたり：8,000,000円